

○ 名古屋市公会堂条例の一部を改正する条例

1 改正内容

- (1) 名古屋市公会堂の第3集会室の利用料金の基準額を改定するとともに、新たに映写室及び楽屋（第1楽屋及び第2楽屋を除く。）の利用料金の基準額を定めます。（別表関係）
- (2) その他規定の整理をします。（別表関係）

2 施行期日

- (1) 平成30年4月1日から施行します。
- (2) この条例による改定後の利用料金の基準額は、平成31年4月1日以後の使用について適用し、同年3月31日以前の使用については、改正前の利用料金の基準額を適用します。
- (3) 利用料金の承認その他指定管理者が利用料金を定めるために必要な手続は、この条例の施行前においても行うことができることとします。